

# 重要事項説明書

入園にあたり、当園運営規定に基づき利用者に説明する事項は次の通りです。

## ①事業者

- (1) 名称 学校法人明朗学園
- (2) 法人所在地 佐賀県鹿島市大字高津原 4296 番地 5
- (3) 法人種別 学校法人
- (4) 代表者 理事長 西河信也
- (5) 電話番号 0954-62-3645

## ②利用施設

- (1) 名称 幼保連携型認定こども園 明朗幼稚園
- (2) 施設所在地 佐賀県鹿島市大字高津原 4296 番地 5
- (3) 代表者 園長 西河弘史
- (4) 電話番号 0954-62-3645

## ③認可利用定員

認可利用定員 102名で、年齢別の内訳は、以下の通り

0歳・・・3名(3号認定)	3歳・・・27名(1号認定 14名、2号認定 13名)
1歳・・・6名(3号認定)	4歳・・・27名(1号認定 14名、2号認定 13名)
2歳・・・12名(3号認定)	5歳・・・27名(1号認定 14名、2号認定 13名)

## ③施設の目的及び運営の方針

本園は、就学前の教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号。以下「認定こども園法」という。）第 2 条第 7 項に基づき、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとしての満 3 歳以上の子どもに対する教育並びに保育を必要とする子どもに対する保育を一体的に行い、これらの子どもの健やかな成長が図られるよう適当な環境を与えて、その心身の成長と発達を助長するとともに、保護者に対する子育ての支援を行い、併せて仏教保育理念により幼児の健全な宗教的情操を育成することを以て目的とする。

## ④提供する教育の内容

- (1) 教育スローガン 「よく遊びよく学べ 思いやりのある元気な子」
- (2) 教育方針

「遊び」を中心に幼児の発達段階に応じて養護と心育、知育、徳育、体育、食育の教育を具体的に展開させます。又、限りない智慧と慈悲の仏教精神（仏心）に基づいて、情操教育や挨拶その他の基本的な生活習慣のしつけも愛情をもって行います。

- (3) 教育方法

色々な環境や雰囲気を与えると同時に遊びや行事等様々な体験を通し、子どもの持っている最大の武器である好奇心をあらゆる面から刺激します。又、保育の心がけとしてメリハリを利かせることを普段から考えながら指導をしています。静かに心を落ち着けて過ごす時間を持つたり、逆に体を動かし自由に遊び回ったりする時間を持つことで、幼児自らが自然に、場所をわきまえて行動することのできる能力を獲得できるようになります。

子ども達が毎日登園するときに、今日は幼稚園ではどんなことがあるのかなとわくわく興味を持ってきてくれるための仕掛けを工夫します。

幼児の隠れた才能や個性を花開かせ、協調性と競争心を上手に調和させて、「生きる力」を身に着けた、心豊かで逞しい主体的自律的子ども達が育っていくように取り組んでいきます。

## ⑤職員の職種・員数及び職務の内容

職 種	員 数	職務の内容
園長	1名	園長は、園務をつかさどり、所属職員を監督する。
副園長	1名以上	副園長は、園長を助け、命を受けて園務をつかさどる。又園長に事故があるときはその職務を代理し、園長が欠けたときはその職務を行う。
教頭	1名	教頭は、園長及び副園長を助け、園務を整理し、並びに必要に応じ園児の教育及び保育（満三歳未満の園児については、その保育）をつかさどる。又園長及び副園長に事故があるときは園長の職務を代理し、園長及び副園長が欠けたときは園長の職務を行う。
主幹保育教諭	1名以上	主幹保育教諭は、子育て支援のほか園長及び副園長又は教頭を助け、命を受けて園務の一部を整理し、並びに園児の教育及び保育をつかさどる。
保育教諭	12名以上	保育教諭は、園児の教育及び保育をつかさどる。

【園 医】 織田病院 織田正道先生（鹿島市大字高津原 4306 Tel : 0954-63-3275）

【園歯科医】 木原歯科医院 木原昭裕先生（鹿島市大字高津原 4241-5 Tel : 0954-63-3383）

【園薬剤師】 祐信堂薬局 尾崎勝喜先生（鹿島市大字高津原 4318-11 Tel : 0954-63-3251）

## ⑥教育・保育の提供を行う日、及び時間、並びに提供を行わない日

### (1) 教育保育日数・時間

<1号認定> 教育日数は週5日、1日の教育時間数は原則4時間、  
年間39週を下回らない。

<2・3号認定> 教育保育日数は原則として、週6日、1日の教育保育時間は  
8～11時間とする。

<本園開所時間> 7:00～19:00 <教育標準時間> 9:45～14:15

<保育標準時間> 7:00～18:00 <保育短時間> 8:00～16:00

### (2) 1年を次の3学期に分ける。

第1学期 4月1日から8月31日まで 第2学期 9月1日から12月31日まで

第3学期 1月1日から 3月31日まで

### (3) 休園日

1. 日曜日 2. 土曜日（1号認定のみ） 3. 国民の祝日に関する法律に規定する日

4. 夏、冬、春の長期休業日（1号認定のみ） 5. 年末年始 12月29日～1月3日

6. 伝染病の流行時、その他園長が必要と認めた日

## ⑦保護者より受領する利用者負担その他の費用の種類

(1) 保育料 園児の居住する市町村が市町村民税額等に応じ決定した額を保護者から徴収する。

(2) 特定徴収 通常の水準を超える質の向上のための経費が発生した場合、保護者の書面による同意を経た上で徴収する。入園料は徴収しない。

(3) 実費徴収 費用は別表に定める。

※父母の会費、卒園対策費（年長のみ）は父母の会が徴収する。

※制服・体操服・帽子等は指定店で保護者が直接購入する。

※既納の保育料、その他の経費は原則として返還しない。但しその時の事情により園長が必要と認めた時は返還する。

※その他の経費は保護者の所得やその他の事情に応じて減免することがある。

※保育料を2ヶ月以上滞納した場合、園長は除籍処分をすることができる。

## ⑧利用の開始、終了に関する事項及び利用にあたっての留意事項

### (1) 入園の条件

建学の精神である仏教の慈悲と寛容に基づく教育・保育を保護者が理解した上で入園すること。なお、教育・保育の提供開始に際しては、予め重要事項を記載した書面により、当該子どもの支給認定保護者とその内容を確認の上同意を得、利用契約を結ぶものとする。

### (2) 入園申込み

1. 入園は、園長がこれを許可する。
2. 入園をしようとする者は、所定の入園願書を保護者から園長に提出するものとする。
3. 申し込み手順

#### < 1号認定 >

保護者が園に直接申込→園が鹿島市等へ1号認定申請（就労証明書等は不必要）  
→鹿島市等から1号認定証交付→保護者と園が利用契約締結→市から保育料通知

#### < 2・3号認定 >

保護者が鹿島市等へ「保育の希望有り（就労証明書等が必要）」の利用希望申し込み→鹿島市が利用調整→鹿島市等から認定証交付→保護者と園が利用契約締結  
→市から保育料通知

### (3) 選考基準

1. 1号認定の園児の入園の選考は、原則として定員内においての入園申し込み受け付け順とする。
2. 2号認定及び3号認定の園児の入園の選考は、市町村が行う調整及び要請にできる限り協力し、保育の必要量及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる乳幼児が優先的に利用できるよう、選考するものとする。

### (4) 利用の終了

園児が次のいずれかに該当するときは、教育・保育の提供を終了する。

1. 子ども子育て支援法第19条第1項第1号から第3号に規定する小学校就学前子どもの区分に該当しなくなったとき。
2. 園児の保護者から登園の利用にかかわる取り消しの申し出があったとき。
3. 市町村が園児の当園利用継続が不可能であると認めるとき。
4. その他利用継続において重大な支障または困難が生じたとき。

### (5) 修了

本園所定の教育保育課程を修了した園児には、修了証書を授与する。

### (6) 褒賞、奨学金

心身の発達著しい者や他の模範となる努力や成果をあげた者はこれを褒賞し、又奨学金を授与することができる。

## ⑨その他

### (1) 【賠償責任保険】日本スポーツ振興センター「災害共済給付制度」に加入

「災害共済給付制度」は、認定こども園を含む学校などの管理下において幼児の災害が発生したときに災害共済給付を行う、国・設置者・保護者の三者の負担による互助共済制度です。明朗幼稚園においては、保護者負担額分は同意を得た上で園にて支払うことにしておりますので、基本的に保護者様にはご負担いただくことなく結構です。

災害の種類	災害の範囲		給付金額
負傷	学校の管理下の事由によるもので療養に要する費用額が5,000円以上のもの		医療費 医療保険並の療養に要する費用の額の4/10（その内1/10分は療養に伴って要する費用として加算される分）
疾病	学校管理下の事由によるもので、療養に要する費用額が5,000円以上のもの のうち、文部科学省令で定めるもの （給食等による中毒・ガス等による中毒・溺水・熱中症・異物の嚥下又は迷入による疾病・漆等による皮膚炎・外部衝撃等による疾病・負傷による疾病）		
障害	学校の管理下の負傷又は上欄の疾病が治った後に残った障害 （その程度により第1級から第14級に区分される。）		見舞金4,000万円～88万円 ※通園中2,000万円～44万円
死亡	学校の管理下において発生した事件に起因する死亡及び上欄の疾病に直接起因する死亡		見舞金 3,000万円 ※通園中1,500万円
	突然死	運動などの行為に起因する突然死	見舞金 3,000万円 ※通園中1,500万円
		運動などの行為と関連のない突然死	見舞金 1,500万円

(2) 非常時・緊急時の対策

1. 避難訓練を毎月実施し、災害に対する職員の意識向上を図り、災害発生時に迅速な対応がとれるように努めております。
2. 災害等による休園、悪天による行事の中止等については、一斉発信メール等により保護者様宛にお知らせいたします。

(3) 個人情報の取り扱い

保育の提供にあたって、職員及び職員であったものが知り得た個人情報や秘密は、法令による場合を除くほか、保護者の同意を得ずに第三者に提供することはありません。

(4) 苦情相談

社会福祉法82条の規定により、利用者からの苦情に適切に対応するため、下記の通り窓口を設置しております。

苦情解決責任者 西河弘史（園長） 苦情受付担当者 西河経子（教頭）

第三者委員 浦 有希子（元鹿島市子ども子育て会議委員） 宮崎奈穂子（元鹿島市嘱託職員）